

瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事業について
～高松市が連携を想定する取組事業～

瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事業は、中心市である高松市と周辺町が、それぞれで1対1の定住自立圏形成協定を締結して実施する。

1 目 的
瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事業は、中心市宣言を行った高松市とその宣言に賛同した周辺町が、定住のために必要な都市機能および生活機能を確保して中枢拠点性を強化するとともに、圏域内への人の流れを創出することを目的として、実施する。
2 基本方針
高松市および周辺町は、前項の目的を達成するため、瀬戸・高松広域定住自立圏を形成し、連携する具体的事項において、相互の資源や機能を活用し、共同による事業の実施や中心市に集積する都市機能の効果的な活用などにより、相互に役割を分担して強力な連携を図るものとする。
3 連携する具体的事項
「瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧」のとおり
4 事務の執行等に係る基本的事項
取組事業を推進するため、高松市および周辺町は、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。 取組事業の推進のため、必要な費用が生じるときは、高松市および周辺町は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。 事務の執行に当たり、必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに取組事業の推進のため生じる必要な費用の負担については、その都度、高松市と周辺町が協議して定めるものとする。
5 取組事業の変更または廃止
取組事業を変更または廃止するときは、1対1で締結した定住自立圏形成協定を変更または廃止する。 【定住自立圏形成協定の変更または廃止】 協定を変更または廃止しようとするときは、高松市と周辺町が協議して決定するものとする。この場合において、高松市および周辺町は、あらかじめそれぞれの議会の議決を得なければならない。 ただし、これにかかわらず、高松市または周辺町のいずれかは、その議会の議決を経て相手方に廃止を求める旨を通告することができる。この場合において、その協定は、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【生活機能の強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	新規	(1)地域医療ネットワークを使った連携	●	●	●	●	●	<p>医療を安定的に提供できる体制を確保するため、遠隔医療を通じた地域医療機関の連携を強化するとともに、圏域の医療水準の維持、充実に取り組む。</p>	<p>ア 圏域の中核病院である高松市民病院の設置者として、同病院を遠隔医療の支援医療機関とし、圏域内の他医療機関からの診断依頼に対して積極的に応じ、患者を受け入れる。</p> <p>イ 高松市民病院での必要な治療を終えた後、元の医療機関を通じて切れ目のない医療を提供する。</p> <p>ウ 圏域の医療水準を維持、充実させるため、高松市民病院と香川病院を移転統合した新病院の整備を推進する。</p>	<p>ア 乙の区域内の医療機関に遠隔医療への参加と活用を促進するとともに、住民に遠隔医療を活用した診療について周知する。</p> <p>イ 高松市民病院での治療が必要な患者の受渡しと、必要な治療を終えた後の受入れが円滑に行われるよう努めるとともに、住民に対し、高松市民病院との連携について、周知・啓発を行う。</p>
		新規	(2)新病院整備推進	●	●	●	●	●			
		新規	(3)医療職員の交流等	●	●		●	●			
2 救急医療体制の確保	継続	救急医療体制の整備および医療従事者の養成			●	●	●	<p>圏域の救急医療体制を確保するため、高松市夜間急病診療所の管理運営、休日在宅当番医制および病院群輪番制ならびに高松市歯科救急医療センターの運営について支援等を行うとともに、高松市医師会および木田地区医師会が行う看護師等医療従事者養成について支援する。</p>	<p>ア 高松市夜間急病診療所の設置者として、同診療所の管理運営を行う。</p> <p>イ 高松市医師会、木田地区医師会および綾歌地区医師会による休日在宅当番医制および病院群輪番制ならびに高松市歯科医師会による高松市歯科救急医療センターの運営について支援する。</p> <p>ウ 高松市医師会および木田地区医師会が行う看護師等医療従事者養成について支援する。</p>	<p>ア 甲による高松市夜間急病診療所の管理運営、高松市医師会、木田地区医師会および綾歌地区医師会による休日在宅当番医制および病院群輪番制ならびに高松市歯科医師会による高松市歯科救急医療センターの運営について支援する。</p> <p>イ 高松市医師会および木田地区医師会が行う看護師等医療従事者養成について支援する。</p>	
b 福祉	3 子育て支援および高齢者保護の充実	新規	(1)ファミリーサポート・センター事業			●		●	<p>子育て支援および高齢者保護の充実を図るため、ボランティア組織等の整備による育児支援や警察、関係団体等のネットワークによるはいかい高齢者保護を支援する。</p>	<p>ア 仕事と育児の両立支援および地域の子育て支援事業を行う「たかまつファミリー・サポート・センター」の設置者として、育児についての相互援助活動事業の対象を乙の住民にも拡大して実施する。</p> <p>イ はいかい高齢者の早期発見、保護を目的として、乙および警察、関係団体等との協力連携により、「高齢者セーフティネットワーク」を整備し、その円滑な運営を支援する。</p>	<p>ア 「たかまつファミリー・サポート・センター」の行う育児についての相互援助活動を住民に周知し、同センター管理運営に関して甲と協議の上、必要な経費を負担し、同センターの運営を支援する。</p> <p>イ 甲と連携して「高齢者セーフティネットワーク」を整備し、その円滑な運営を支援する。</p>
		新規	(2)高齢者セーフティネットワーク構築事業			●		●			

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【生活機能の強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
(b) 福祉	4 広域的な審査会の実施	継続	(1)介護認定審査会業務			●	●	●	介護認定審査会業務および障害程度区分等審査会業務を連携して行う。	ア 圏域における介護認定審査会として、同認定審査会を管理、運営する。 イ 圏域における障害程度区分等審査会として、同審査会を管理、運営する。	ア 介護認定審査会の管理、運営を甲に委託する。 イ 障害程度区分等審査会の管理、運営を甲に委託する。
		継続	(2)障害程度区分等審査会業務			●	●	●			
c 教育	5 体育大会等の連携	継続	中学校総合体育大会等の連携			●	●		圏域における中学校体育の充実発展と生徒の育成を図るため、それぞれの市町中学校総合体育大会等について、統一の「高松地区大会」として開催する。	ア 甲の区域内の中学校生徒に「高松地区大会」への参加の機会を与え、高松地区中学校体育連盟等と共に同大会を主催する。 イ 当該大会の会場等として、甲の設置する施設の活用を図る。	ア 乙の区域内の中学校生徒に「高松地区大会」への参加の機会を与え、高松地区中学校体育連盟等と共に同大会を主催する。 イ 当該大会の会場等として、乙の設置する施設の活用を図る。
d 産業振興	6 観光の振興	新規	(1)高松観光プロモーション事業の拡大	●	●	●	●	●	圏域の観光振興を図るため、地域の特色を活用しながら、観光プロモーション事業の実施および旅行商品の企画・販売等を行うとともに、海外観光客誘致に向けて、圏域の情報発信を行う。	ア 圏域の観光およびコンベンションの振興の中核となる財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団の実施する観光プロモーション事業および旅行商品の企画・販売事業等を支援する。 イ 海外観光客誘致のため、英語版ホームページを作成し、圏域全体を対象とする内容での管理運営を行う。	ア 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する観光プロモーション事業および旅行商品企画・販売事業等を支援する。 イ 英語版ホームページを作成し、運営管理するとともに、甲の管理運営する英語版ホームページにリンクさせる。 ウ 地域の特色をいかしたイベント等を開催するほか、特有の観光資源を、圏域に国内外から観光客等を誘致するために活用する。
		新規	(2)新たな観光プランの企画等	●	●	●	●	●			
		新規	(3)海外観光客向け情報発信事業	●	●	●	●	●			
	7 中心市街地におけるにぎわいの創出	新規	本市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	●	●	●	●	●	中心市街地におけるにぎわいを創出するため、テナントミックス等による商業・サービスの魅力強化、来街者の回遊促進、魅力的な住宅供給による居住促進等に取り組む。	ア 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき設立された「高松市中心市街地活性化協議会」の活動を支援する。 イ 「高松市中心市街地活性化基本計画」に基づき、「商業・サービスの高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的方針として、中心市街地の歴史的背景などを踏まえ、商業機能を強化するための中央商店街の活性化を推進する。	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【生活機能の強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
e その他	8 消防・防災体制の強化	継続	(1) 消防業務受託			●		●	<p>圏域における消防・防災体制を強化するため、消防組織法(昭和22年法律第226号)および消防法(昭和23年法律第186号)に定める消防事務を連携して一体的処理を行うほか、災害時相互応援協定および消防相互応援協定等を締結し、これに基づき、相互応援を行う。</p>	<p>ア 消防組織法および消防法に定める乙の消防事務(消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。)を受託し、処理する。</p> <p>イ 災害時相互応援協定および消防相互応援協定等を締結し、これに基づき、相互応援を行う。</p>	<p>ア 消防組織法および消防法に定める消防事務(消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。)を甲に委託する。</p> <p>イ 災害時相互応援協定および消防相互応援協定等を締結し、これに基づき、相互応援を行う。</p>
		継続	(2) 香川県消防相互応援協定	●	●	●	●	●			
		継続	(3) 高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定			●		●			
		新規	(4) 災害時の応援体制等	●	●	●	●	●			
e その他	9 一般廃棄物処理体制の確保	継続	(1) し尿貯留槽管理業務					●	<p>圏域における一般廃棄物処理体制を確保するため、一般廃棄物の処理業務および埋立処分業務等を連携して行う。</p>	<p>ア 西部クリーンセンターの設置者として、乙からの委託を受け、同センターにおいて、乙の区域から生じる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)の処理業務(収集、運搬および最終処分の業務を除く。)に係る事務の管理および執行を行う。</p> <p>イ 圏域におけるし尿処理施設である高松市衛生処理センターの管理、運営を行う。</p> <p>ウ 国分寺し尿貯留槽の管理を乙に委託する。</p> <p>エ 国分寺地区から生じる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、乙に委託する。</p>	<p>ア 自らの区域内から生じる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)の処理業務(収集、運搬および最終処分の業務を除く。)に係る事務の管理および執行を甲に委託する。</p> <p>イ 高松市衛生処理センターの管理、運営を甲に委託する。</p> <p>ウ 国分寺し尿貯留槽の管理を行う。</p> <p>エ 甲からの委託を受け、国分寺地区から生じる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行う。</p>
		継続	(2) し尿処理業務			●		●			
		継続	(3) 一般廃棄物の処理業務					●			
		継続	(4) 一般廃棄物の埋立処分業務					●			
	10 不法投棄の防止	新規	不法投棄対策事業の推進	●	●	●	●	●	<p>不法投棄を防止し、圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。</p>	<p>国、県および関係団体との連携を図り、地域住民と協働の下、乙の区域も含めた広域での不法投棄対策事業を推進する。</p>	<p>地域住民と協働の下、甲と連携して、不法投棄対策事業を推進する。</p>

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【結びつきやネットワークの強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
f 地域公共交通	1.1 公共交通機関利用促進	新規	公共交通機関利用促進			●		●	公共交通機関の利用促進を図るため、マイカーから公共交通利用への転換を誘導するパークアンドライドの推進を始め、利用者の利便性向上に取り組む。	<p>ア 中心市街地における移動手段として、レンタサイクル事業を行う。</p> <p>イ 圏域における公共交通の課題や利用者の利便性向上について、乙と連携して、継続的に調査し、効果的かつ効率的な公共交通機関利用促進手法の検討を行う。</p>	<p>ア パークアンドライド駐車場を確保し、または確保について支援するなど、区域内のパークアンドライドを推進する。</p> <p>イ 甲と連携して、効果的かつ効率的な公共交通機関利用促進手法の検討を行う。</p>
	1.2 海上交通の確保・充実	新規	海上交通の確保・充実	●	●		●		海上交通の確保・充実を図るため、利用者の利便性向上に取り組むほか、瀬戸内国際芸術祭(以下「芸術祭」という。)の開催に当たり、必要な公共交通の確保・充実に関する支援を行う。	<p>ア 圏域における海上交通の課題や海上交通利用者の利便性向上について、乙と連携して、継続的に調査し、効果的かつ効率的な海上交通の確保・充実の方策について、検討を行う。</p> <p>イ 中心市街地における移動手段として、レンタサイクル事業を行う。</p> <p>ウ 芸術祭の開催に当たり、高松・島しょ部間の海上交通を始めとする必要な公共交通の確保・充実に関して支援する。</p>	<p>ア 区域内の港湾施設周辺環境整備を推進するとともに、海上交通利用者の乗り継ぎ利便性向上に取り組む。</p> <p>イ 圏域における海上交通の課題や海上交通利用者の利便性向上について、実証実験等を行うほか、甲と連携して、海上交通の確保・充実に向けた調査・検討を行う</p> <p>ウ 芸術祭の開催に当たり、必要な公共交通の確保・充実に関して支援する。</p>
g ICTインフラ整備	1.3 デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備	新規	ブロードバンド基盤整備等の研究	●	●	●	●	●	圏域における山間部、島しょ部等のブロードバンド利用環境向上のための効果的な技術・手法等を研究する。	乙の地理的事情に沿ったブロードバンド利用環境向上のための技術・手法等に関する情報提供を行うなど、乙の研究を支援する。	<p>地域の実情に即したブロードバンド利用環境向上のための技術・手法等を研究する。</p> <p>※(直島町、綾川町は上記に、「ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進する。」を加える)</p>
h 地産地消	1.4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進	新規	(1)中心市街地における直売所の整備および活用	●	●	●	●	●	地産地消を促進するため、中心市街地の中央商店街等に地場産品の直売所を整備する。	中心市街地の中央商店街における直売所の整備等を支援する。	直売所を活用した乙の特産品等の販売を促進し、中心市街地に集う消費者による地場産品の消費拡大を図る。
		新規	(2)特産品の周知宣伝等	●	●	●	●	●	圏域内の生産者との連携を図って、その活用に取り組むほか、圏域の特産品に関する周知宣伝活動を行う。	乙が行う特産品に関する周知宣伝活動を支援する。	乙の特産品について、甲の区域内での消費拡大につながる周知宣伝活動を行う。
i 地域内外の住民との交流の促進	1.5 地域内外の住民との交流の促進	新規	自然体験等を通じた住民との交流の促進	●	●	●	●	●	地域の活性化や、地域間の児童・生徒を始めとする住民の相互理解を深めるため、自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を誘致する。	乙が実施するイベント招待について、区域内の児童・生徒を始めとする住民に周知・啓発を行う。	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を誘致する。

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【結びつきやネットワークの強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
j 文化芸術	16 文化芸術の振興	新規	(1) 文化的資産の活用	●	●				文化的資産の充実と知名度向上を図るため、圏域内の文化的資産の連携、活用に取り組む。	文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し、高松市菊池寛記念館を始めとする甲の区域および近隣の文化的資産を調査し、尾崎放哉記念館や壺井栄文学館を始めとするこの区域内の文化的資産との連携を図る。	乙の区域の文化的資産を調査し、区域外の文化的資産との連携を図って連絡会の運営に参加する。
		新規	(2) 文化芸術鑑賞機会等の提供	●	●	●	●	●	圏域内の児童・生徒等に優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供するため、自主事業を主催し、圏域内の児童・生徒等を招待する。	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）の設置者として、同ホールを主な会場とする文化芸術事業を主催し、圏域内の児童・生徒等を招待する。	甲が主催する文化芸術事業に共催し、乙の区域内の児童・生徒等に招待を周知するほか、観劇について必要な措置を講ずる。
		新規	(3) 瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	●	●		●		芸術祭開催の効果をより一層高め、持続性あるものとするため、相互に連携して関連事業を実施する。	ア 芸術祭の会場の一部となる男木島において、芸術祭のコンセプトに沿ったデザインの男木交流館（仮称）を整備する。 イ 芸術祭開催期間中においては、甲の区域内において芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。 ウ 芸術祭が開催されない年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。	ア 芸術祭開催期間中においては、乙の区域内において芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。 イ 芸術祭が開催されない年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。
k その他	17 図書館サービスの提供	新規	移動図書館の開設					●	乙の区域において図書館サービスを提供するため、移動図書館による図書の貸出などを実施する。	高松市図書館条例（平成4年高松市条例第21号）に基づく移動図書館の設置者として、移動図書館車を乙の区域内へ巡回派遣し、図書の貸出・返却および予約等の図書館サービスを提供する。	移動図書館ステーションの設置等、必要な対応を行う。
	18 圏域情報の発信および共有化	新規	情報の発信等	●	●	●	●	●	圏域内外の住民との活発な交流を促進するため、圏域内の自治体のホームページや広報紙、印刷物等の活用による圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	ア 圏域内の地域情報を、乙の各種広報媒体掲載用として乙に提供する。 イ 各種広報媒体を活用して、乙の地域情報を甲の区域内に発信する。 ウ 圏域情報の発信および共有化に関し、総合的な推進と調整を行う。	ア 乙の地域情報を、圏域内の各種広報媒体掲載用として、甲に提供する。 イ 乙の各種広報媒体を活用して、圏域内の地域情報を乙の区域内に発信する。

瀬戸・高松広域定住自立圏取組事業一覧
～高松市が連携を想定する取組事業～

【結びつきやネットワークの強化】【圏域マネジメント能力の強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携する周辺町					連携する具体的事項		
				土庄	小豆島	三木	直島	綾川	取組の内容	甲「中心市」の役割	乙「周辺町」の役割
(k その他)	19 スポーツの振興・交流	新規	屋島陸上競技場の活用	●	●	●	●	●	<p>圏域のスポーツ振興およびスポーツを通じた圏域住民の交流を推進するため、甲が再整備する高松市屋島陸上競技場(以下「競技場」という。)について、圏域のスポーツ振興等の拠点施設として活用を図る。</p>	<p>ア 高松市屋島陸上競技場の設置者として、競技場を再整備し、管理運営を行う。</p> <p>イ スポーツ振興の拠点施設としての利用の促進を図るため、競技場を積極的にPRするとともに、競技団体・スポーツ関係団体などと連携し、圏域を対象とする競技会、スポーツ教室および各種イベントの開催等を行う。</p>	<p>ア 競技団体・スポーツ関係団体などと連携し、圏域を対象とする競技会やスポーツ教室等の開催による交流を促進する。</p> <p>イ 競技場において開催される競技会やスポーツ教室等への参加を始め、乙の住民による施設利用を促進する。</p>
1 圏域内 各市町の 職員	20 人材育成・交流	新規	合同研修の実施	●	●	●	●	●	<p>職員の資質向上および圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外から専門の講師等を招へいして合同研修を行う。</p>	<p>ア 環境、法務、財務会計、税務等の専門研修または瀬戸・高松広域定住自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、乙の求めに応じて乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。</p> <p>イ 研修の講師として必要と認める圏域外の専門家の招へい等を行う。</p>	<p>甲の取組を活用し、職員の資質向上、事務事業の質の向上および瀬戸・高松広域定住自立圏の取組の推進を図る。</p>
m その他	21 大学等との連携	新規	取組事項の研究交流	●	●	●	●	●	<p>取組事項の効率的な進行と充実を図るため、圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行う。</p>	<p>圏域内の大学等と連携協力して、取組事項について調査研究を行い、その成果を取りまとめて乙および関係機関等に周知し、その成果を活用することにより、取組事項等の効率的な進行と充実を図る。</p>	<p>甲が圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し、その成果を活用することにより、取組事項等の効率的な進行と充実を図る。</p>
計				22	22	28	26	31			